

「令和2年度に実施した仕事」の振り返りシート（B：裁量無及びその他）

記入日 令和 3 年 4 月 15 日

事業名称		出産育児一時金（国保会計）[国民健康保険出産育児一時金事業]											
予算科目	款	2	保険給付費	項	4	出産育児諸費	目	1	出産育児一時金	事業番号	1		
事業の種別		☒ 市が実施することが法律等で義務付けられているもの(市の上乗せなし) ☐ 課内庶務等 ☐ 休止したもの ☐ 廃止したもの											
担当部署・課長名		保険年金			課			国民健康保険給付			係	課長名	岩野 秀夫
この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。									施策番号		2 - 5		
【施策名】 社会保障の充実									総合計画書(ページ)		63		
1 この仕事の目的	① 誰（何）を対象にしていますか。					① ①の対象数や量を、あらわすもの（対象指標）							
	東大和市国民健康保険被保険者が出産したとき					東大和市国民健康保険被保険者数（年報年度平均人数）							
	→												
2 指標の推移	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に]					② ②の状態になった数・量をあらわすもの（成果指標）							
	被保険者の出産に係る経済的負担を軽減し、安心して出産に臨むことができること。					①出産育児一時金支給件数/国民健康保険被保険者数 ②出産育児一時金支給金額/国民健康保険被保険者数							
	→												
3 経費	③ そのために何をしましたか。					③ ③をどのくらい行いましたか（活動指標）							
	出産育児一時金は、国民健康保険の相対的必要給付に位置づけられ、東大和市国民健康保険条例第8条の規定により、国保被保険者の妊娠85日以上の出産に際して、世帯主の申請により42万円を支給している。					①出産育児一時金支給件数 ②出産育児一時金支給金額							
	→												
			単位	過去2年間の実績		当該年度		成果目標					
				平成30年度実績	平成31年度実績	令和2年度実績		令和3年度目標		令和4年度目標			
対象指標	①の数値	人		19,587	18,818	18,472							
成果指標	②の数値	① % ② 円		①0.30 ②1,263	①0.28 ②1,161	①3.03 ②1,273							
目標	②の目標値												
目標値設定の考え方（課内庶務、休止したもの、廃止したものを除く。）													
申請者に対し、適正に給付を実施する。「目標値」の設定については、なじまない。													
活動指標	③の数値	① 件 ② 円		①59 ②24,745,763	①52 ②21,840,000	①56 ②23,520,000							
3 経費	事業費（実績）		円	24,745,763	21,840,000	23,520,000		※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費（再任用職員以外） 年間単価は、8,380,000円 時間単価は、4,300円 で計算してください。 【算出根拠】平成31年度決算数値。 （退職手当組合負担金、共済費も含む。）					
	財源	一般財源	円	24,745,763	21,840,000	23,520,000							
		特定財源	円										
	(うち受益者負担)		円										
	人件費（目安）	所要人数(再任用以外)	人	96.0	96.0	96.0							
		所要人数(再任用)	人										
職員人件費(再任用以外)		円	412,800	412,800	412,800								
職員人件費(再任用)		円											
事業費+人件費		円	25,158,563	22,252,800	23,932,800								
4 課題	今後の課題（仕事の最適化・合理化の提案） ※廃止したものを除く												
	出産育児一時金は、国民健康保険の相対的必要給付に位置づけられており、東大和市国民健康保険条例第8条の規定に基づき支給している。												
5 今後の方向性	仕事の方向性（「4課題」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など） ※廃止したものを除く												
	平成6年の制度の改正により助産費と育児手当金が統合されて、当時の支給基準額は30万円とされた。その後、基準額の改正が行われ現在の支給基準額は42万円となっている。												